

陳 述 書

原 真理子



1 経歴

(1) 南医療生活協同組合での経歴

- 1985年4月 南医療生活協同組合に就職。南生協病院3A外科病棟に配属。
- 1987年 南生協病院4B循環器・脳神経内科病棟に異動。
- 1989年 南生協病院3B整形外科病棟に異動。
- 1991年 南生協病院2C循環器病棟に異動。
- 1997年 南生協病院4A消化器内科病棟に異動。
- 2003年2月 訪問看護ステーションみなみに異動。
- 2006年 かなめ病院病棟に異動。
- 2011年5月 桃山診療所に異動。

(2) 労働組合での経歴

- 1985年9月 青年部・青年委員に就任。
- 1986年9月 青年部長に就任。以後、3期就任。
- 2003年2月 中央副執行委員長に就任。今日まで至る。

2 小酒井看護介護部長の不当な発言

今回問題となっている小酒井看護介護部長（以下「小酒井さん」と言います）との面談は、私の異動に、異議をとなえるために、私から、小酒井さんに申し入れて、行われたものです。小酒井さんに確認して、2011年4月5日午後0時30分に、南生協病院で会う約束をしました。

当日、私は場所を間違えて30分くらい遅れてしまったのですが、小酒井さんは怒った様子もなく、和やかな雰囲気での面談が始まりました。

その面談の中で小酒井さんから、「桃山診（診療所のこと）のベテランのOさんが定年退職になるので、そこに異動してほしい。」「桃山はまだ介護施設がないから、新たな介護施設展開のためにも、訪問看護の経験のある、地域のことが解るあなたに異動して欲しい。」と言われました。

それに対して私は、当時すでに労働組合の中央執行副委員長の役職に就いていましたので、「労働組合役員の異動については、まず労働組合に相談していただくという協約があるし、かなめ病院の役員体制のこともあるので、9月まで（異動を）延期してほしい」と申し出ました。

しかし小酒井さんは、「Oさんの定年は6月で、有休消化もさせてあげなければいけないので、5月からというのは変えられない。」と言い、さらに「あなた以外は考えていないし、つなぎで他の人を異動させることはできない。」「それから前もって異動を労働組合に相談することはできない。」ということをお話されました。それについて、私は、労働協約で決まっているのに、まったく無視していると思いますが、その場で議論しても、埒があかないと思い強く言い張ることは、しませんでした。

そして小酒井さんはさらに続けて、「あなたが労組の役員だから異動させようというようなことは、全く考えていない。」「あなたの看護力を評価しているから異動して欲しいと思っている。」「若い職員では地域のことが解らない。あなたの、力を十分発揮できる部署だと思っているから異動をお願いしている。」などと私の

経験と能力を買っているかのように持ち上げる発言を繰り返し、異動の勧奨を行いました。

その後で、「あなたは、役職につけたとしても、労組の役員辞めないでしょ。」
「管理職と労組は、違うでしょ。」「だから昇進はないのよ。」「あなたの同期は管理職になっている人もいるけど、あなたはあなたの働き方で、頑張してほしい。」
というようなことを言われました。

私は、今回、異動の話し合いの中で、私の昇進についての考え方が小酒井さんから語られようとは、思っていなかったので、びっくりしてとても印象に残りました。私は、昇進を望んだことは一度もありません。スタッフから、「原さんがなってくれればいいのに。」と言われたことは何度かありますが、私の性格上管理職には向いていないため、昇進の話はされないのだと思っていました。しかし、今回の話で、私が、労組の役員を止める気がないから昇進の話が出てこなかったのかと、疑問を感じました。確かに、労働組合と、管理部は、立場が違います。そういう意味で労組と管理は一緒にはならないことは理解できるので、あえて抗議はしませんでした。が、中間管理職の目指すものは、労組の目指すものと違いはあまりないと考え、中間管理職を支える立場で働いてきました。しかしながら、中間管理職の中にも、労組を敵視する発言をされる方もおり、中間管理職になったら、労組は止めなければいけないような宣伝がされるという話を耳にしたこともあり、今後そのような発言は、謹んでいただくためにも、今回の提訴の内容に組み込んでいただきました。

以 上